

令和 6 年 5 月 7 日（火） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6 階大会議室

令和 6 年 5 月 7 日（火曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について
- （５）報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（19 名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 河村 清孝 君	3 番 丹羽 英治 君
4 番 吉田 忠男 君	5 番 和田 ひとみ 君	6 番 鵜飼 秀樹 君
7 番 林 百恵 君	8 番 後藤 信一 君	9 番 尾口 文良 君
10 番 松永 佳己 君	11 番 足立 宜穂 君	12 番 後藤 一夫 君
13 番 亀山 良平 君	14 番 森 種生 君	15 番 池田 政吉 君
16 番 長尾 始 君	17 番 山田 達史 君	18 番 日置 香 君
19 番 田下 喜代 君		

○委員以外の出席者（4 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

本日の欠席委員はいませんので、報告いたします。

もう一点、令和４年度の関農業振興地域整備計画の告示につきまして、ご報告させていただきます。

前回の総会時にもご報告させていただきましたが、今日現在においても、不服審査申立に対する県の裁決が出ておらず、計画変更の告示が出来ない状況が続いています。

担当委員の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきます様、お願い申し上げます。

それでは、議案の審議をお願いします

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第８条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

１９番 田下委員、５番 和田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について

農地法第３条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるというものです。

１番の案件

議案は１ページ、位置図は１ページになります。

申請地は、下迫間公民館から北に３００mに位置する

農振農用地区域内の

登記地目 田、現況地目 畑 1,182 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続で譲り受けたが農地の維持管理が困難なため、譲渡したいというものの。

譲受人は、美濃加茂市で飲食店を経営しており、店舗で提供する野菜を栽培したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、土壌改良を行い、無農薬、有機栽培の野菜を栽培し、飲食店で提供及び販売したいという内容になっています。

2 番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、関西神野郵便局から東に200mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 427 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続で譲り受けたが農地の維持管理が困難なため、譲渡したいというものの。

譲受人は、申請地近隣に居住しており、申請地を取得し、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用に野菜や椎茸を栽培したいという内容になっています。

3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、宮前大橋から南に400mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2筆 529 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、申請地を取得し営農を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用に野菜を栽培したいという内容になっています。

4 番の案件

位置図は4ページになります。

申請地は、北島公民館から東に200mに位置する

農振農用地区域外の登記地目 田、現況地目 畑 40.25 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の道路向いで飲食店を経営しており、申請地を取得し営農を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、経営する飲食店で提供する野菜を栽培したいという内容になっています。

5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、虹ヶ丘幼稚園から北に 1 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 7 4 4 m²。

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2 8 1 m²

合計 1, 0 2 5 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、営農規模を縮小したいため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、申請地を取得し、営農を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、2 0 年以上の農業経験があり、自家消費用に水稻農業を行いたいという内容になっています。

6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、板取白谷体育館から南に 4 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 2 2 1 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続で譲り受けたが農地の維持管理が困難なため、譲渡したいというものの。

譲受人は、譲渡人の要望に応えるというものでございます。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、市立武芸川中学校から西に 5 0 0 m 及び北西に 8 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2 筆 5, 5 8 0 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続で譲り受けたが農地の維持管理が困難なため、譲渡したいというものの。

譲受人は、近隣で農地を所有しており、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

以上、7件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきましては、私の担当地区となります。特に問題ありません。

3番と4番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

大家族のため、自家消費野菜が栽培でき、大変助かるということでした。

全く問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 7 番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 8 ページになります。

申請地は、千足橋から北東に 5 0 0 m に位置する

登記地目 田、現況地目 田一部雑種地 1, 2 7 2 m²。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地の区域内であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、農産物加工場（駐車場、穀穀保管場、農機具保管場）でございます。

申請人は、農産物加工業を営み、製造規模拡大の為、穀穀排出保管場の設置、及び従業員用の駐車場を拡張したいというものでございます。

4 月 1 2 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、転用の目的が農業用施設であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

2 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、温井公会堂から南東に 1 0 0 m ～ 7 0 0 m に位置する

登記地目 畑、現況地目 山林 8 筆 2, 4 1 8 m²。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は植林でございます。

申請人は、山林に囲まれ、耕作しても収益が見込めない土地の有効利用を図るため、杉やヒノキを植林し山林として利用するというものでございます。

4 月 1 2 日に現地を確認したところ、山林として利用されており、始末書が添付されています。申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は 10 ページになります。

申請地は、上野多目的研修施設集会場から南西に 100 m に位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地 36 m²

登記地目 田、現況地目 雑種地 191 m² 2 筆 合計 227 m²。

農地の区分は、相当数の街区を形成している区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、飲食店駐車場でございます。

申請人は、申請地の近隣で飲食店を営んでおり、申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

4 月 12 日に現地を確認したところ、駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3 件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13 番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番と 3 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15 番（池田 政吉 君）

2 番の案件ですが、既に山林化してしまっており、幹の直径から 20 年以上前に植林されているような印象でした。地域柄、日照時間も短く、耕作に向かない土地のため、やむを得ないかと思います。3 番の案件ですが、半分は野菜が作られており、もう半分は埋め立てられており、駐車場になっているような様子でした。こちらはやむを得ないかと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 2 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 1 1 ページになります。

申請地は、円保公園から南に 2 0 0 m に位置する

登記地目 山林、現況地目 畑 2 筆 1 6 8 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、薬局従業員用駐車場でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、近隣で薬局を営んでおり、申請地を従業員用駐車場として利用したいというものでございます。

4 月 1 2 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は 1 2 ページになります。

申請地は、西本郷公民センターから北西に 2 0 0 m に位置する

登記地目 田、現況地目 畑 4 9 1 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、パン製造販売及び喫茶店駐車場でございます。

譲渡人は、今後農地の維持管理が厳しい状況になるため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地で飲食店を営んでおり、駐車場が慢性的に不足しているため、申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

4 月 1 2 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は 1 3 ページになります。

申請地は、西本郷公民センターから東に 2 0 0 m に位置する

登記地目 畑、現況地目 畑一部雑種地 2 4 6 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己用住宅を建築したいというものでございます。

4 月 1 2 日に現地を確認したところ、一部雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 1 4 ページになります。

申請地は、十三塚公民センターから南西に 2 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 2 0 2 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己用住宅を建築したいというものでございます。

4 月 1 2 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

位置図は 15 ページになります。

申請地は、関市中公民センターから東に 400 m に位置する

登記・現況地目 畑 94 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地周辺の宅地化が進んでおり、住宅需要が見込めることから、申請地を宅地分譲地としたいというものでございます。

4月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

位置図は 16 ページになります。

申請地は、関市文化会館から西に 300 m に位置する

登記・現況地目 田 3筆 779.48 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（3区画3棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、申請地を建売分譲地としたいというものでございます。

4月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

位置図は 17 ページになります。

申請地は、市立西部保育園から東に 500 m に位置する

登記・現況地目 田 2筆 964 m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、本申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

4月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 18 ページになります。

申請地は北島公民館から東に 200 m に位置する

登記地目 田、現況地目 畑 989.50 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、飲食店駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地で飲食店を営んでおり、現在借りている駐車場の契約が満了するため、新たに申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

4 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

位置図は 19 ページになります。

申請地は、市立武儀小学校から西に 400 m に位置する

登記・現況地目 田 2 筆 509 m²

登記・現況地目 畑 56 m² 合計 565 m²。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、社員寮（駐車場・庭）でございます。

譲渡人は、遠方に居住しており、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、富之保地区内で再生資源リサイクル業を営んでおり、本申請地を社員寮の駐車場、庭として利用したいというものでございます。

4 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

位置図は 20 ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から南東に 200 m に位置する

登記・現況地目 畑 3 筆 277 m²。

農地の区分は、関市武芸川事務所から 300 m 以内にある農地であるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在の住居が手狭になったため、自己用住宅を建築したいというものでございます。

4月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 1 番の案件

議案は7ページ、位置図は21ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から南東に200mに位置する

登記・現況地目 畑 49㎡。

農地の区分は、関市武芸川事務所から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、自宅への進入路でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を自宅用の通路として利用したいというものでございます。

4月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 2 番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から南に200mに位置する

登記・現況地目 畑 505㎡

登記地目 宅地、現況地目 畑 353.71㎡ 2筆合計 858.71㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、本申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

4月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、12件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番から 3 番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○ 5 番（和田 ひとみ 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4 番と 5 番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○ 7 番（林 百恵 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6 番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○ 1 0 番（松永 佳己 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7 番から 8 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 1 3 番（亀山 良平 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○ 1 5 番（池田 政吉 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 0 番から 1 2 番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○ 1 9 番（田下 喜代 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第４号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により、下記の農地利用集積計画の承認が求められたので、審議を求めるというものです。

議案は、８ページから９ページになります。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、新規が１６筆　１９,５１８㎡。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が　３筆　　３６６６㎡。

合計１９筆　２３,１８４㎡でございます。地区は、武芸川・洞戸の２地区です。

権利の設定を受ける者は、〇〇　他でございます。

農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（丹羽　英治　君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第４号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第４号は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（丹羽　英治　君）

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田　牧広　君）

農地法第１８条第６項および農地法施行規則第１２条の２の規定により、下記の通知について受理したことを報告するものです。

賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は１０ページになります。

届出地は、山田地内の　田　１,０２５㎡。

賃借人は、〇〇です。

合意解約成立日は、令和６年３月１４日です。

以上です。

○議長（丹羽　英治　君）

報告第１号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上をもちまして、本日の議案の審議は終了いたしました。

つづきまして、その他 1 番の非農地判断について事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

非農地判断の関市農業委員会としての運用について、ご提案させていただきます。

お手元の「非農地判断について」とあります、資料をご覧ください。

非農地判断の内容につきまして、改めて確認させていただきます。

まず非農地判断の概要をご説明させていただきます。

農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地に該当しないものであるため、転用許可等の手続を行わず、農地台帳から削除をするものです。非農地判断に運用につきましては、平成 21 年の農林水産省の通知からスタートしておりまして、非農地の定義につきましても、その通知により定められているものになります。

非農地判断された土地については、所有者、法務局、岐阜県、市（税務課）に通知します。地目変更登記は、非農地判断後、所有者が行うものになります。

非農地判断の方法についてです。

農林水産省の通知によりますと、以下の方法が考えられます。

1 番目に、農業委員、農地利用最適化推進委員が 3 人以上で現地確認を行い、再生利用が困難な農地と判断した場合は、非農地と判断する。

2 番目に、現地確認が行えない場合には、現地の写真により農業委員、農地利用最適化推進委員 3 人以上で協議を行い判断する。

そして、3 番目に、総会決議する。

という方法が考えられます。

以上の判断方法の中から各農業委員会で運用方法を取り決め、行われているものになります。

そして、現在の関市の運用ですが、事務局で現地確認を行い、事務局の内部決裁で非農地判断し、総会での報告事項としています。

その運用の問題点ですが、国からの通知において、非農地判断は農業委員会での決定（農業委員、推進委員 3 人以上または総会決議）であり、事務局において、事務決裁で行うことは示されていません。

また、非農地判断の決定通知後、総会の報告事項としていますが、議案として決議していないため、農業委員会の決定といえないと考えられます。

そのため、国の通知に沿った運用をするために、運用方法の変更案をご提案させていただきます。

事務局が現地確認を行い、地区担当の農業委員に農地転用の申請書の発送と同じタイミン

グで資料を送付し、写真、地図にて内容確認を行っていただきます。

原則、現地確認は行わず、資料の確認とさせていただきます。

疑義が生じる場合につきましては、実際に現地確認を行っていただければと考えております。

その際、現地確認が困難な場所も多いと想定されますので、事務局にご連絡いただければ、同行させていただきますのでよろしくお願いします。

そして、総会の議案として諮問させていただくという形になります。

以上が、非農地判断の運用についての事務局案になります。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

「非農地判断」の運用について、現在の運用を改め、総会決議により判断を行いたいという事務局案でございましたが、この案につきまして、ご異議はございませんか。

ご異議も無いようですので、非農地判断につきましては、事務局案のとおり総会の決議により判断するものと致します。

続きまして、その他２番の農林業センサスについて事務局の説明を求めます。

○行政情報課課長補佐（青山 礼子 君）

（農林業センサス説明）

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

農林業センサスにつきましては、事務局の説明のとおりとなります。

続きまして、その他３番、次回の日程について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和６年６月７日（金）

午前９時３０分より関市役所 ６階 ６－２会議室を予定しております。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前１０時３０分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

5 番

⑩

1 9 番

⑩